

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 登園自粛に係る協力金支給手続きのお知らせ

認可外保育施設に入所している（いた）0～5歳児の保育料について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本市からの要請に基づき登園自粛等を行った場合に月額保育料を日割りし、利用しなかった日数分の保育料相当額を協力金として受けることができます。

I 対象

認可外保育施設に入所している（いた）郡山市に住民登録されている0～5歳児の令和2年4月～5月分の保育料（食材料費等の実費負担分は除く。）

※年齢は令和2年4月1日時点の年齢です。

※無償化対象の上限額を超える部分の保育料を自己負担されている場合は当該金額が対象となります。

※すでに施設から保育料の払い戻しを受けている場合は、市が算出した額から払い戻し額を差し引いた金額を支給します。

II 申請書

申請書は各認可外保育施設、こども育成課（市役所西庁舎3階）、市ウェブサイトより取得できます。

申請書には振込口座を確認するため、通帳の写しを添付してください。

III 申請書提出先・期限

- ・各認可外保育施設・・・令和2年6月15日（月）

IV 協力金額等

- ・月額保育料に当該月の臨時閉鎖または登園を自粛した日数を乗じたものを25日で除した額

※無償化対象の上限額を超える部分の保育料を自己負担されている場合は当該金額を上記の方法で計算します。

- ・申請書記載の口座へ振込みとなります。
- ・支給時期や金額については後日通知を送付します。

お問合せ先

郡山市こども育成課保育事業支援係 TEL 024-924-3541
